



## 三井住友信託の年金e-NEWS



**ご連絡** 「退職年金」に係る租税条約適用国について

(DB) No.20211216s

2021年12月16日

三井住友信託銀行 年金信託部 管理グループ

支払期月が2022年1月以降の「退職年金」にかかる租税条約適用国(※)について、[前回](#)のご案内から以下のとおり変更されます。

ウルグアイ、セルビア、ペルー：日本国内での源泉所得税の免税の適用が開始されます。

(※)2021年11月30日時点の財務省HPに掲載されていた情報を元に作成しております。

### 1. 「退職年金」に係る租税条約適用国について

- ・ 非居住者の居住地国と我が国との間で租税条約が締結されており、「退職年金」に係る日本国内での源泉所得税の免税(以下、「退職年金条項」)等の措置が定められている場合には、その条約の定めるところにより、「租税条約に関する届出書」をその国内源泉所得の支払者を經由して税務署に提出したときは、その非居住者が支払を受ける国内源泉所得に対する源泉所得税が免除されます。
- ・ なお、租税条約を締結しており、退職年金条項等の措置が定められている場合であっても、居住地国の税制等によって「租税条約に関する届出書」の提出が出来ないこともあります。最終的な「租税条約に関する届出書」の提出可否につきましては、受給者さまにてご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 租税条約が締結されていても、「退職年金」に係る日本国内での源泉所得税の課税が定められている、或いは源泉所得税の免税等の措置が定められていない場合は、「租税条約に関する届出書」は提出できず源泉所得税の免除はされません。

#### (1) 「租税条約に関する届出書」の提出が可能な国・地域について

<「租税条約に関する届出書」の提出が可能な国・地域一覧> (2022年1月1日時点)

- ・ 「退職年金」にかかる租税条約適用により「租税条約に関する届出書」の提出が可能な国・地域は次ページをご参照ください。

以下71の国・地域になります。

退職年金に係る租税条約適用により「租税条約に関する届出書」の提出が可能な国・地域一覧			
アイルランド	オランダ	スロベニア	ブラジル
アゼルバイジャン	カザフスタン	セルビア	フランス
アメリカ	カタール国	タジキスタン	ブルガリア
アルメニア	韓国	チェコ	ブルネイ
イギリス	キルギス	中華人民共和国	ベトナム
イスラエル	クウェート	チリ	ベラルーシ
イタリア	クロアチア	トルクメニスタン	ペルー
インド	ケイマン	トルコ	ポーランド
インドネシア	サウジアラビア	ニュージーランド	ポルトガル
ウクライナ	ザンビア	ノルウェー	香港
ウズベキスタン	ジャージー	パキスタン	マレーシア
ウルグアイ	ジャマイカ	バハマ国	メキシコ
エクアドル	ジョージア(グルジア)	バミューダ	モルドバ
エジプト	シンガポール	ハンガリー	ラトビア
エストニア	スイス	バングラデシュ	リトアニア
オーストラリア	スペイン	フィジー	ルクセンブルク
オーストリア	スリランカ	フィリピン	ルーマニア
オマーン国	スロバキア	フィンランド	

(注1)マカオ:日中租税条約の適用外

(注2)台湾:租税条約に相当する枠組みとして、公益財団法人交流協会(日本側)と亜東関係協会(台湾側)との間で「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」(所謂「日台民間租税取決め」)が結ばれておりますが、厚生年金基金制度は対象となりませんのでご注意ください。

なお、現在、両協会は、公益財団法人日本台湾交流協会(日本側)及び台湾日本関係協会(台湾側)にそれぞれ改称されています。

(注3)租税条約を締結しており、退職年金条項等の措置が定められている場合であっても、居住地国の税制等によって「租税条約に関する届出書」の提出が出来ないこともあります。最終的な「租税条約に関する届出書」の提出可否につきましては、受給者さまにてご確認いただきますようお願いいたします。

(2) 租税条約を締結しているものの「租税条約に関する届出書」を提出することができない国・地域について

① 租税条約上、「退職年金」が国内課税の取扱いとなるが、居住国での控除・免除制度がある国・地域

- ・ 租税条約上、「退職年金」が国内課税の取扱いとなるため「租税条約に関する届出書」を提出することができませんが、居住国での租税の額より日本国の租税の額を控除する措置や免除の措置が定められた国・地域があります。当該取扱いとなることが確認できている国・地域は以下のとおりです。

以下の国・地域になります。

租税条約を締結しているが退職年金が国内課税となっている国・地域一覧			
ドイツ	ロシア	デンマーク	アイスランド
ベルギー			

- ・ 「日本国の租税の額」を証する書類として、「源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税証明願」(以下、「納税証明願」といいます。)があります。「納税証明願」の弊社宛て発行依頼の方法は以下のリンクをご覧ください。

《弊社にて給付事務を承っていないお客さまにつきましてはご参考となります》

[平成29年5月22日付年金e—NEWS\(納税証明願の弊社宛て発行依頼の方法について\)](#)

② 租税条約上、「退職年金」に関する条項の無い国・地域

- ・ 租税条約を締結しているものの、「退職年金」に関する条項が存在しない場合についても、「退職年金」が国内課税の取扱いとなるため「租税条約に関する届出書」を提出することはできません。当該取扱いとなることが確認できている国・地域は以下のとおりです。

下の国・地域になります。

租税条約を締結しているが退職年金条項の存在しない国・地域一覧			
タイ	スウェーデン	カナダ	南アフリカ
ガンジー			

③ アラブ首長国連邦について

- ・ 同国とは租税条約を締結しており退職年金条項もありますが、同国居住者の退職年金は日本国内で源泉徴収する取扱いになるものとされており、「租税条約に関する届出書」を提出することはできません。

## 2. 非居住者に関する事務手続きについて

《弊社にて給付事務を承っていないお客さまにつきましてはご参考となります》

・事務手続きに際してのご留意点等は以下のURLをご覧ください。

<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/e-news/2021008tenpudbs.pdf>

本紙は以下のURLでも公開しております。ご活用ください(PDF閲覧ソフトが必要です)。

<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/e-news/2021042dbs.pdf>

<本件についてのご照会先>

三井住友信託銀行 年金信託部 管理グループ

第1チーム ☎03-5404-3058

第2チーム ☎03-5404-3059

第3チーム ☎03-5404-3060



本メールが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが上記照会先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。